

ご家族・保証人の皆様へ



國學院大學 学長 針本 正行

合格誠におめでとうございます。ご家族の方々にも心よりお祝い申し上げます。

國學院大學は、明治 15 年に国学・神道の研究教育機関として誕生した皇典講究所を母体として、創設以来 140 年近くにわたり日本の本質を追究する教育と研究を続けて参りました。

学則の第一条に謳われた「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。」をもとに、全教職員が一体となって、学生一人ひとりに寄り添う学修支援をしてまいりますので新入生をはじめご家族の皆様のご理解をたまわれば幸いに存じます。

さて、本学では学生生活をより有意義なものにさせていただくためにも、かねてから学生生活支援の一つとして、学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）等の補償の充実に努めて参りました。学研災は、公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とした保険で、大学の管理下における教育研究活動中の災害に関する全国的な補償制度です。保険料を大学が負担する形で、全学生に入学時より加入いただいております。

しかし、近年、学生のライフスタイルの多様化に伴い、大学の枠を超えたサークル活動や自主的なインターンシップ活動など、学研災では補償の対象とならない事例も多く発生するようになりました。このような状況や疾病にも対応するために、学研災加入者のみが追加して加入できる『学研災付帯学生生活総合保険』をご案内させていただきます。

この保険の補償内容は

- ・学生本人が事故で死亡または後遺障害を被った場合の補償
- ・学生本人が病気やケガで入院通院をした場合の治療費用実費の補償
「天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)」によるケガも補償
- ・学生本人が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合の補償
(示談交渉サービス付)
- ・扶養者が事故や病気で亡くなり、授業料が払えなくなった場合の学業費用の給付などです。

学生の皆様が安心して学生生活を送ることができるようにも広範囲にわたっております。

万が一の際には、國學院大學が出資する事業会社「株式会社アローズ・ケイ・渋谷」が協業しております。共立株式会社が業務窓口となり、迅速に対応いたします。また、保険料も団体割引 30% が適用されております。学生の皆様とご家族・保証人の皆様の「安心」と「備え」のためにも、大学が責任をもっておすすめする『学研災付帯学生生活総合保険』を、この機会に是非ご検討の上、ご加入されますようご案内申し上げます。

父母等の皆様は必ずご確認ください。

國學院大學からの重要なお知らせです。

國學院大學

学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)



KOKUGAKUIN Univ.

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“学生”にご加入をおすすめします。

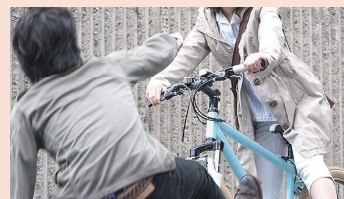
学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。 ※学生教育研究災害傷害保険 (本学は学研災に全員加入しています。)

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応!



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切: 2025年3月31日(月)

※4月1日を補償開始日とする場合、必ず締切日までにお振込みください。

- 2025年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2025年4月25日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)

- Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約35円~

※Aタイプ(保険期間4年)の場合

申込はWEBで
簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0219900>



公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ!
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ!

学生に
保険は必要？



学生生活にはこんなリスクが！ 付帯学総が学生の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事故事例】

授業の帰りに**自転車**で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま**外出**した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修繕費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「7 借家人賠償責任」で補償されます

アルバイト・インターンシップを
はじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
治療費として**4万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方が加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に進学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。



WEBから
簡単にご加入

<https://tokiomarine.my.safelife.co.jp/taigaakusaid-0219900>

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**35円**～

*Aタイプ(保険期間4年)の場合

このページは補償の概要を示したものでございます。詳細はP.5をご参照ください。また、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」を必ずご確認ください。

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

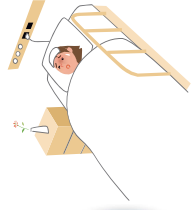
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

治療費用の補償

学生が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

父母等の
90.5%
が安心!

保険金お支払い例
治療費用（病氣）：発熱のため通院
...お支払い保険金 **3,860** 円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
...お支払い保険金 **12,220** 円



無料付帯 **メディカルアシスト** 24時間365日対応
こんな時どうすればいい？あなたが困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。
旅行先での急病！
最寄り病院を知りたい
緊急医療相談
急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
医療機関案内
※電話番号およびご利用の詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例
にも対応



もしもの時もお任せ下さい！
示談交渉サービス
自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。
※新設が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

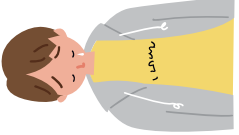
父母等の
92.5%
が安心!



育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、学生のご卒業までの授業料を補償

父母等の
88.5%
が安心!



学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します
学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い
扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。
※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の残額をお支払いします。

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救済者費用等

学生の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまったら



生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても
免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に万が一があったときも



※地震もしくは火災またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※1) 付帯学総に加入している本学学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル)

申込はこちら！
簡単3分
<https://kokuaraku-jyusei-bousai.com/taigaku/04-021900>



さらに詳しい補償内容はP.5へ

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車等で行方、通行人になつてケガをさせたとき、国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^{(*)1}を国内外で壊したり盗まれたとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(*)1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターネット中やモバイル中も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金については正職中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄居舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学友会の補償対象となります。治療費用は保険金については補償されません。
(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき、医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気
国内で学生本人がケガや病気、1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^{(*)1}を保険金としてお支払いします。
(補料疾病治療のための通院、療養費による入院、待合室等による入院は除く。)

(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*)2 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日をのぞいて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2025/4/15 のケース
60日を経過した日：2025/6/13
2025/4/15 ~ 2025/6/30 の治療が支払対象

(*)3 保険期間の開始時刻に発生した病気、発生した傷害は対象になりません。ただし、保険期間の開始時刻より12年(保険期間が12年以下の場合)つては、更新した場合は11年(1年)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。
(*)4 自己負担分の詳細については、「補償の概要」をご参照ください。

4 救済費用等

学生が入院し、葬儀が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において入院したケガ、または病気にかかり継続して3日以上被ったケガ、結果している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、埋葬費や火葬費用をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

付帯総 Q&A

入学生は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅タイプに加入してください。一人暮らしを始めるときにタイプ変更が可能です。

5 育英・学資費用

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなるとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費の全部または一部を継続的に負担し、保険の対象となる方の生活を主に支えている方となります。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、B・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加え扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害)
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡)
お支払対象期間^{(*)2}に実際に負担した授業料等の学資費用を支払うごとに保険金額を限度にお支払いします。

(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*)2 お申込みにご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

6 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。
国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円
※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の自宅やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ばやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。
国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動が行いません。
※日通通学生の自宅やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

《ご加入プランのご案内》30%割引

1年あたりに12,430円~換算すると約

※Aタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。		一人暮らしの学生	
1	個人賠償責任 ^{(*)1}	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度
2	死亡・後遺障害 ^{(*)2} ケガ	300万円	300万円	300万円	300万円
3	入院・通院 ^{(*)3} ケガ 入院・通院 ^{(*)3} 病気	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
4	救済費用等	300万円	300万円	300万円	300万円
5	育英費用 ^{(*)4} 傷害学資費用 ^{(*)4} ^{(*)5} 疾病学資費用 ^{(*)4} ^{(*)5}	100万円 100万円 100万円	100万円 100万円 100万円	100万円 100万円 100万円	100万円 100万円 100万円
6	生活用動産 ^{(*)6}	対象外	対象外	50万円	50万円
7	借家人賠償責任 ^{(*)6}	対象外	対象外	300万円	300万円

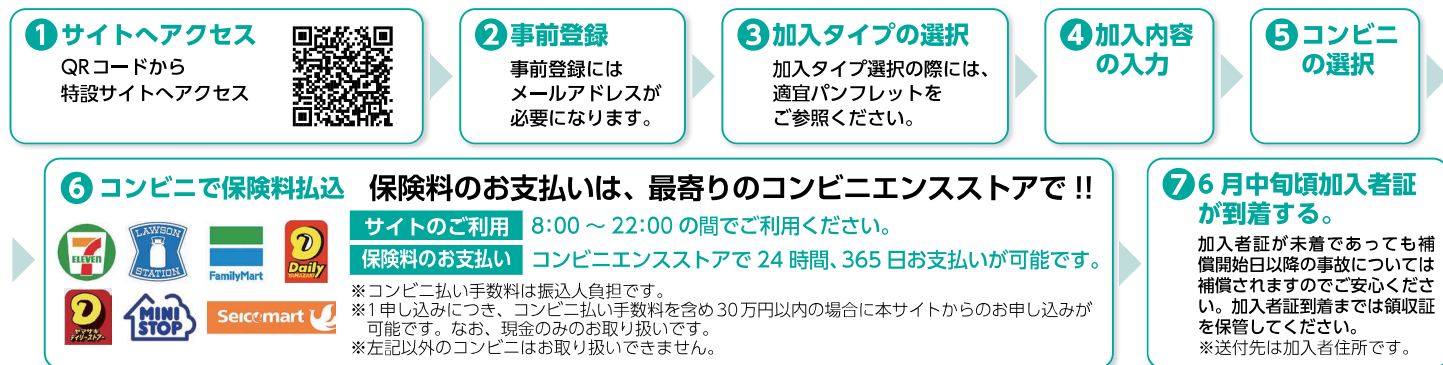
保険料(卒業までの一括払)		Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
2029年3月卒業予定者 (4年間分保険料)		49,720円	80,500円	55,710円	86,490円	2028年3月卒業予定者 (3年間分保険料)		37,370円	59,850円
2027年3月卒業予定者 (2年間分保険料)		25,490円	33,710円	28,700円	36,920円	2026年3月卒業予定者 (1年間分保険料)		14,170円	18,150円

卒業予定年次 ^{(*)7} に応じて		保険期間	
4年間		2029年3月 卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間		2028年3月 卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間		2027年3月 卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間		2026年3月 卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率(30%)が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別に業種に依拠していません(学生用)用です。
以下に該当する職業は継続的に従事している方は職種別Bとなりご加入いただくこともできます。(ご加入後に該当することとなった場合も、遡及なくご連絡くださるようお願いいたします。)
「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「探鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。

※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

パンフレット・補償の概要・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認ください。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。Web加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。

URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>



《返還保険料の取扱い》

- ・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
- ・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

《控除証明書について》

治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレット記載の引受保険会社までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限り**ます（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

学研災付帯学総事故報告専用メールアドレス **kokugakuin@kyoritsu-ins.co.jp**

事故報告をメール・FAXで行う場合は、次の事項を確実に記載してください。返信は致しませんので、請求書類到着をお待ちください（2週間程）。

- 1 学生氏名
- 2 連絡先電話番号
- 3 事故内容（いつ・どこを・どのように・傷病名等）
- 4 初診日
- 5 初診時の病院名
- 6 送付先住所（加入者住所と異なる場合のみ）

お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社アローズ・ケイ・渋谷	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-2-16 共立日本橋ビル (TEL 03-5962-3072 FAX 03-3548-0604) 営業時間 9:00 ~ 17:20
	共立株式会社	

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

注) 代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へのご連絡をお願いいたします。

注) その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 公務第二部文教公務室	〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 (TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)
--------	--------------------------------------	---

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生事務部 学生生活課）までお問い合わせください。

2024年10月作成 24TC-004136

